

第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託に関する質問への回答

番号	質問事項	回答
1	懇話会について、現行の計画書に記載のある、学識経験者や団体等の代表者が委員となっている会議体のことで間違いないか。 また、庁内検討組織としての「策定委員会」、「幹事会」の内容（委員の所属、検討事項等）をお教えいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会については、お見込みのとおりです。 ・策定委員会は、6名（副市長・政策推進部長・財務部長・市民福祉部長・教育次長・危機管理監）で、策定にかかる協議及び連絡調整等を行います（書面開催とする場合あり）。 ・幹事会は、計画原案の作成や調査研究を行います。幹事の所属に関しては、下記別表のとおりです。
2	「地域福祉ワークショップ」に関する受託業者の役割（企画、運営、ファシリテーターとしての参加等）はあるか。	<p>ありません。</p> <p>地域福祉ワークショップは、令和7年3月開催予定で、本業務の契約期間外となります。</p> <p>企画・運営は社協が、ファシリテーターは社協及び市職員が行います。</p>
3	沼津市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に関して、本業務内における扱いは。	<p>今回も、現行計画と同様に合冊で作成しますが、地域福祉活動計画の策定に関しては、本業務の範囲外です。</p> <p>両計画の連携、協働という点において、整合性を図るための社協との連絡調整については、市が主体となって行いますが、受託者として提案事項があれば企画提案書に記載をお願いします。</p>

<別 表（第5条第2項関係）>

部 等	幹 事
政策推進部	政策企画課長・地域自治課長・生活安心課長
市民福祉部	福祉事務所長・健康づくり課長・福祉企画課長・ 社会福祉課長・こども未来創造課長・長寿福祉課長・ 介護保険課長・障がい福祉課長・こども家庭センター長
教育委員会事務局	教育企画課長・生涯学習課長・青少年教育センター所長
危機管理課	危機管理課長
社会福祉協議会	事務局長